

報道関係者 各位

平成30年 8 月22日

【照会先】

雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

室 長 前田 奈歩子

室長補佐 佐保 隆

(代表電話) 03(5253)1111(内線7738)

(直通電話) 03(3502)6679

「平成29年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します ～ 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに増加 ～

厚生労働省は、このたび、「平成29年度使用者による障害者虐待の状況等」を取りまとめたので、公表します。

都道府県労働局では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に基づき、都道府県などの地方公共団体と連携し、障害者※¹を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいます。

厚生労働省では、今回の取りまとめ結果を受けて、引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止のために取り組んでいきます。

【ポイント】

- 1 通報・届出のあった事業所数、通報・届出の対象となった障害者数はいずれも前年度と比べ増加。[P. 3 1-(1)、(2)]**

・ 通報・届出のあった事業所数	1,483事業所	（前年度比 12.7%増）
・ 通報・届出の対象となった障害者数	2,454人	（同 44.6%増）
- 2 虐待が認められた事業所数※²、虐待が認められた障害者数はいずれも前年度と比べ増加。[P. 6 2-(1)、(2)]**

・ 虐待が認められた事業所数	597事業所	（前年度比 2.8%増）
・ 虐待が認められた障害者数	1,308人	（同 34.6%増）
- 3 受けた虐待の種別※³※⁴では、経済的虐待が1,162人（83.5%）と最も多く、次いで心理的虐待が116人（8.3%）、身体的虐待が80人（5.7%）となっている。[P. 7 2-(3)]**

※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。（障害者基本法第2条第1号から引用）

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 虐待の種別については、P 2「虐待の定義」参照。

【別添資料】

別添1 平成29年度における使用者による障害者虐待の状況

別添2 平成29年度における使用者による障害者虐待の事例

参考1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

参考2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

【取りまとめの概要】

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法第28条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

通報・届出：平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に通報・届出のあったもの
対応結果：平成29年4月1日～平成30年3月31日までに対応が完了したもの

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告：障害者虐待防止法第24条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局等への相談：直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所に、被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

その他労働局などの発見：上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 その他（人数・事業所数・件数などの数え方について）

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）を受けている場合は、重複計上しています。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合は、障害者の人数のみを計上しています。
- ・ 虐待を受けていた障害者1名に対して複数の措置を労働局が実施した場合には、労働局が虐待に対してとった措置の件数を重複計上しています。
- ・ 平成26年度までは、賃金不払事案の労働者の中に、障害者と障害者以外の労働者が含まれている場合は、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上していませんでしたが、平成27年度からは、このような事案についても、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上するようにしました。このため、平成26年に比べ、平成27年度以降、経済的虐待の件数が増加しています。

【虐待の定義】（障害者虐待防止法第2条第8項第1号から5号）

身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

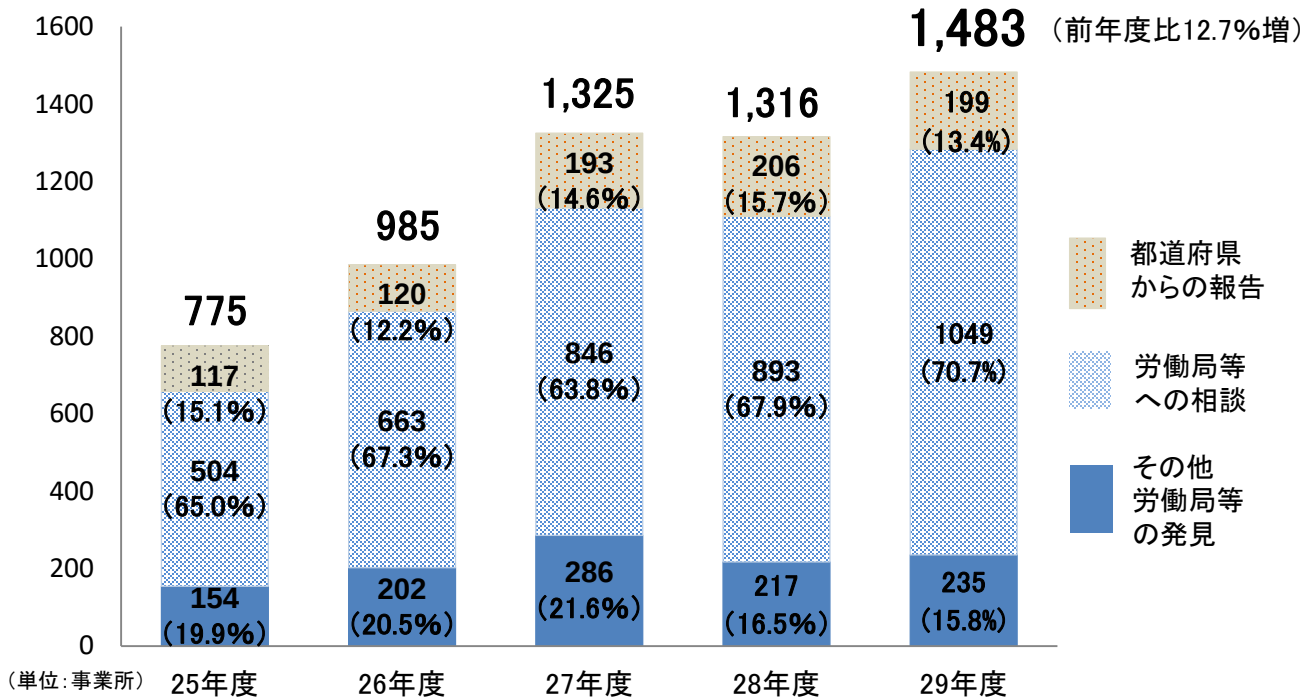
放置等による虐待：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

平成29年度における使用者による障害者虐待の状況

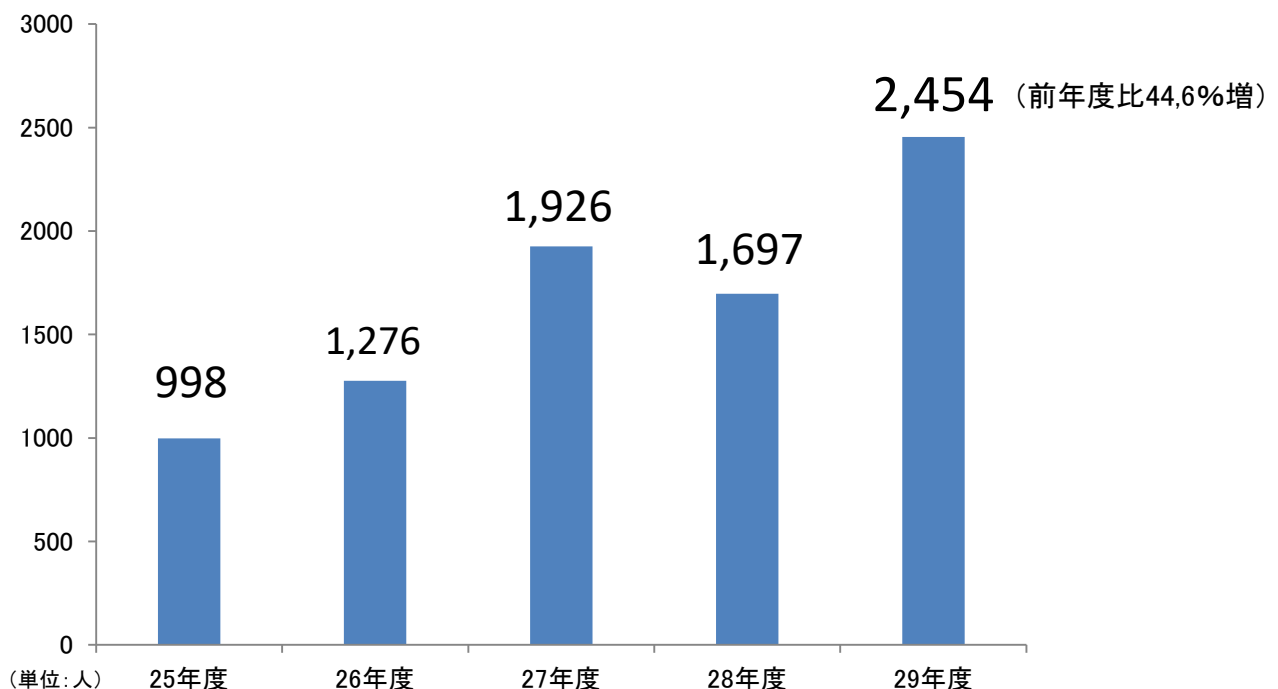
1 通報・届出

(1) 通報・届出の寄せられた事業所数（把握の端緒別）



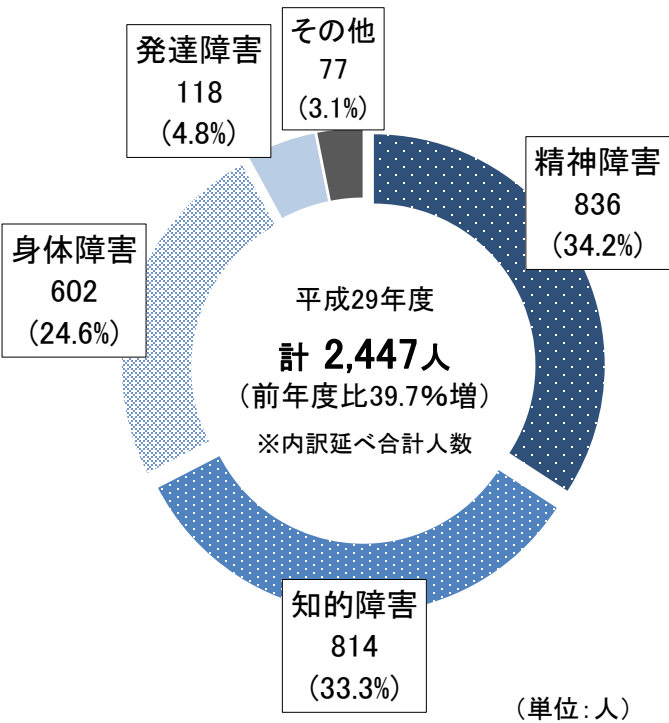
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 通報・届出の寄せられた障害者数

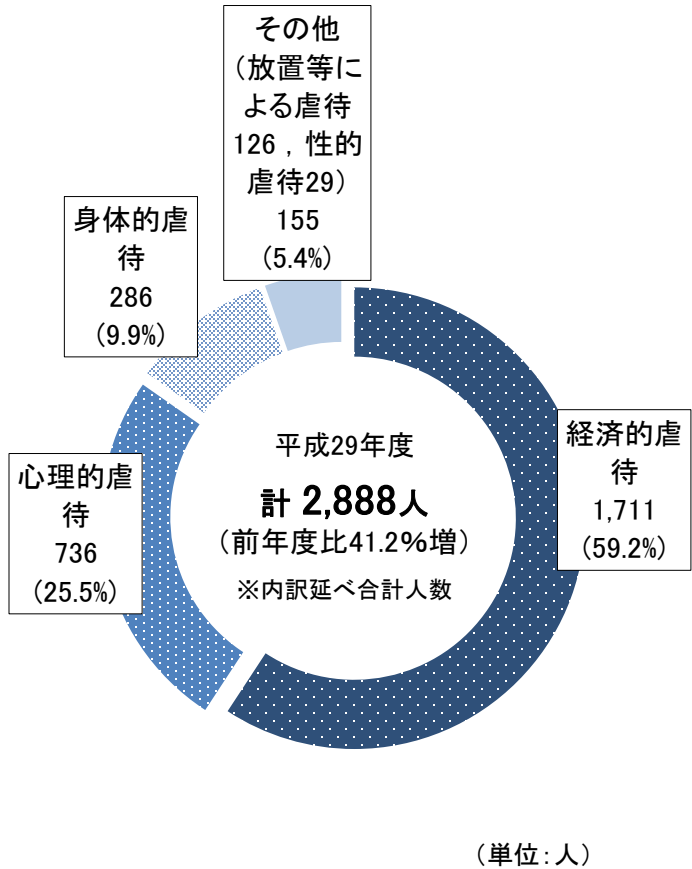


(3) 通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



②虐待種別



- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】 第1表 虐待種別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	106	129	32	17	3
性的虐待	6	10	12	3	1
心理的虐待	180	224	261	62	23
放置等による虐待	44	50	38	9	3
経済的虐待	394	610	591	56	54

(単位: 人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第2表 年度別・障害種別障害者数(通報・届出の対象となった障害者)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
25年度	247	486	212	30	0	975
	25.3%	49.8%	21.7%	3.1%	0.0%	100%
26年度	285	676	292	43	1	1,297
	22.0%	52.1%	22.5%	3.3%	0.1%	100%
27年度	426	898	490	72	16	1,902
	22.4%	47.2%	25.8%	3.8%	0.8%	100%
28年度	416	738	496	92	9	1,751
	23.8%	42.1%	28.3%	5.3%	0.5%	100%
29年度	602	814	836	118	77	2,447
	24.6%	33.3%	34.2%	4.8%	3.1%	100%

(単位:人)

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第3表 年度別・虐待種別障害者数(通報・届出の対象となった障害者)

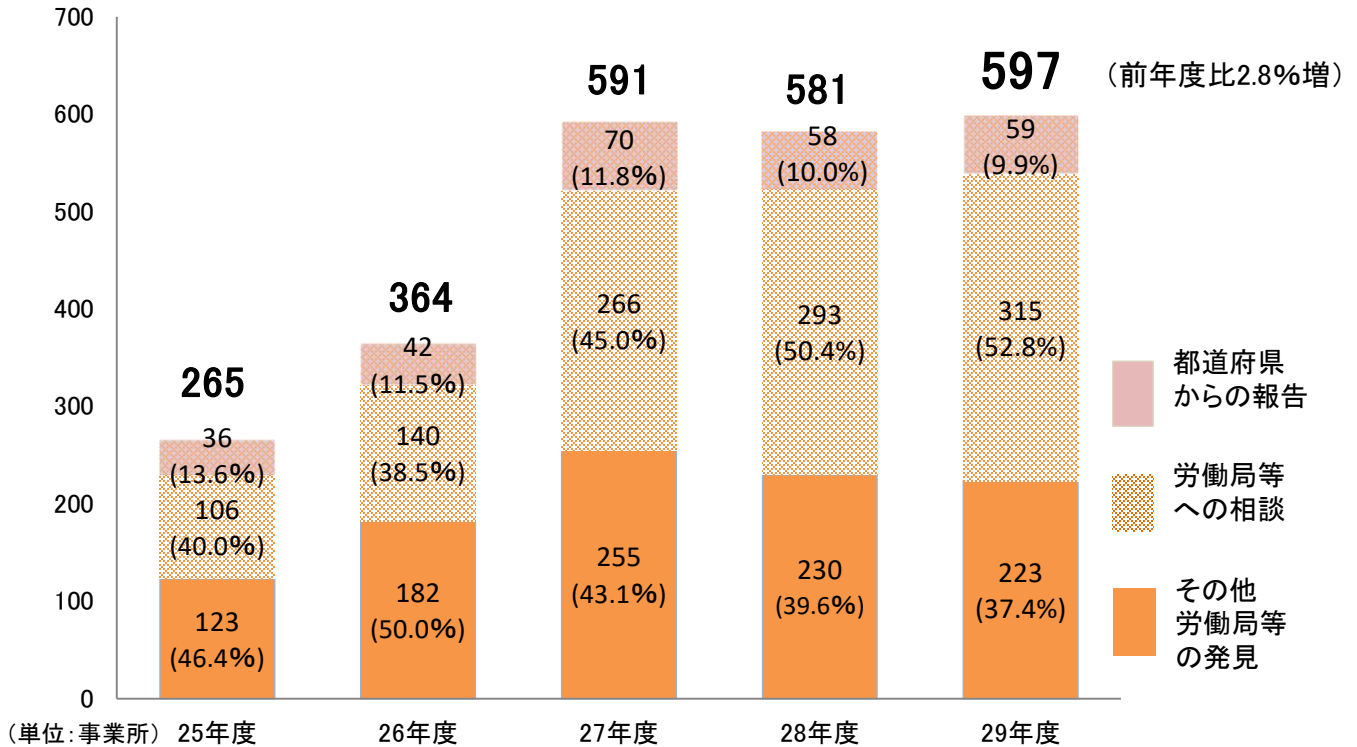
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
25年度	136	27	369	71	619	1,222
	11.1%	2.2%	30.2%	5.8%	50.7%	100%
26年度	176	24	458	71	811	1,540
	11.4%	1.6%	29.7%	4.6%	52.7%	100%
27年度	221	35	549	104	1,310	2,219
	10.0%	1.6%	24.7%	4.7%	59.0%	100%
28年度	212	39	618	114	1,063	2,046
	10.4%	1.9%	30.2%	5.6%	52.0%	100%
29年度	286	29	736	126	1,711	2,888
	9.9%	1.0%	25.5%	4.4%	59.2%	100%

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

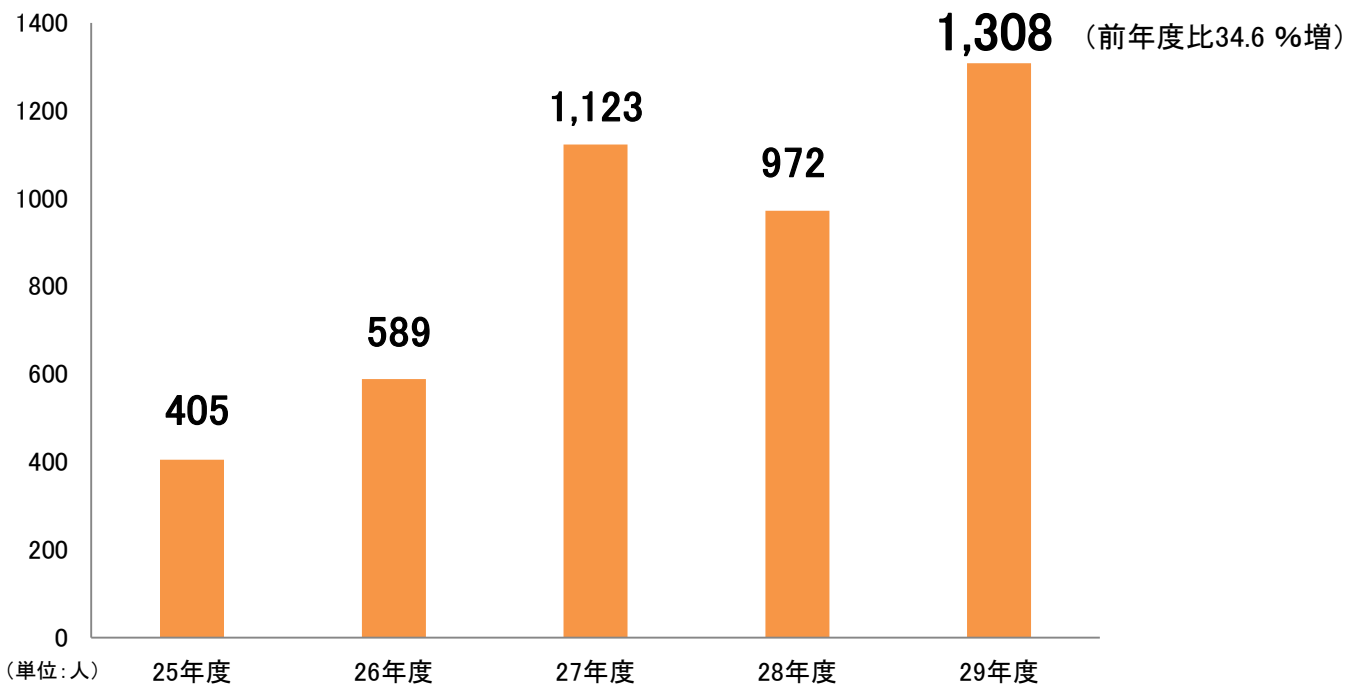
2 都道府県労働局の対応結果

(1) 虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）



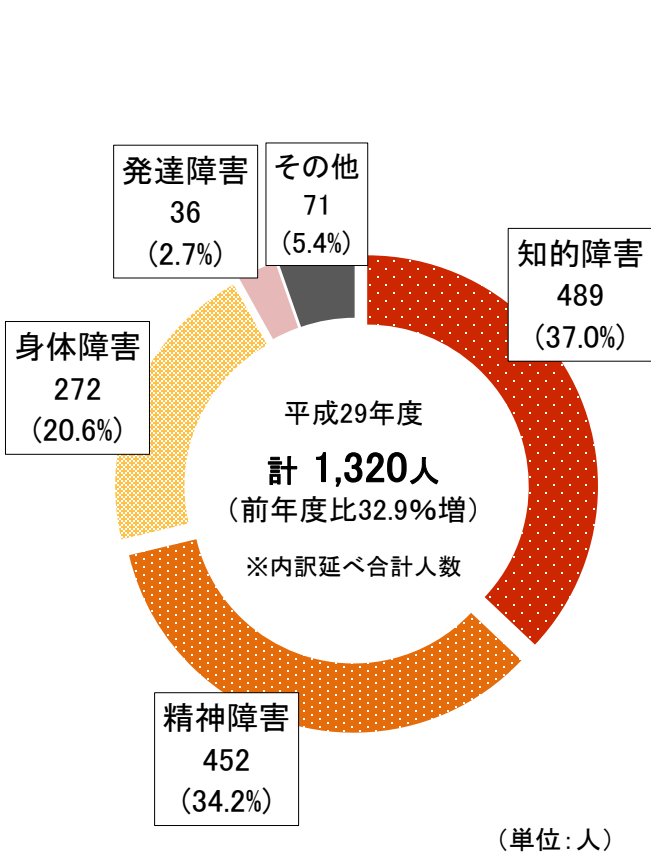
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 虐待が認められた障害者数

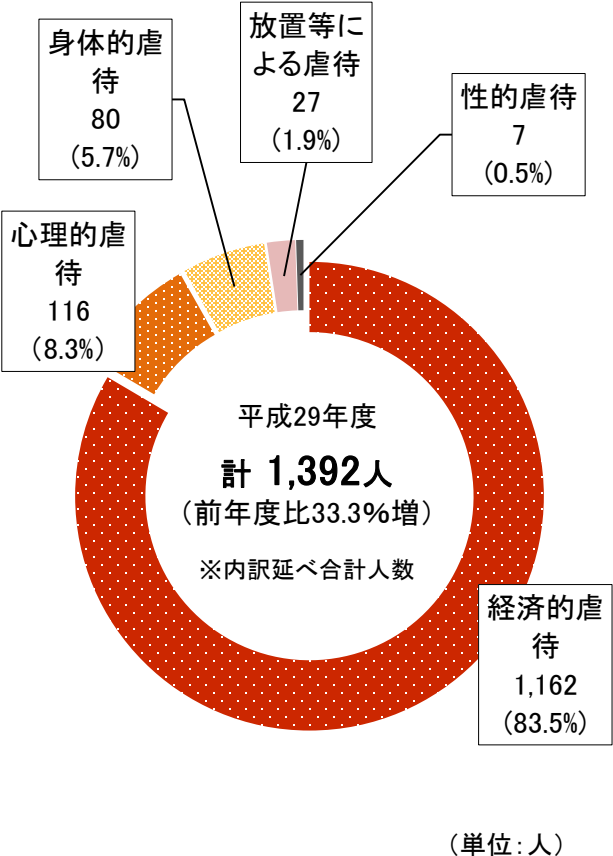


(3) 虐待が認められた障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



②虐待種別



- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第4表 虐待種別・障害種別障害者数(虐待が認められた障害者)

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	8	29	7	0	38
性的虐待	1	5	1	0	0
心理的虐待	15	49	47	5	2
放置等による虐待	4	14	13	0	0
経済的虐待	255	439	417	34	31

(単位: 人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第5表 年度別・障害種別障害者数(虐待が認められた障害者)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
25年度	60	298	59	4	0	421
	14.3%	70.8%	14.0%	1.0%	0.0%	100%
26年度	81	438	65	15	0	599
	13.5%	73.1%	10.9%	2.5%	0.0%	100%
27年度	229	658	230	29	1	1,147
	20.0%	57.4%	20.1%	2.5%	0.1%	100%
28年度	209	530	234	20	0	993
	21.0%	53.4%	23.6%	2.0%	0.0%	100%
29年度	272	489	452	36	71	1,320
	20.6%	37.0%	34.2%	2.7%	5.4%	100%

(単位:人)

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

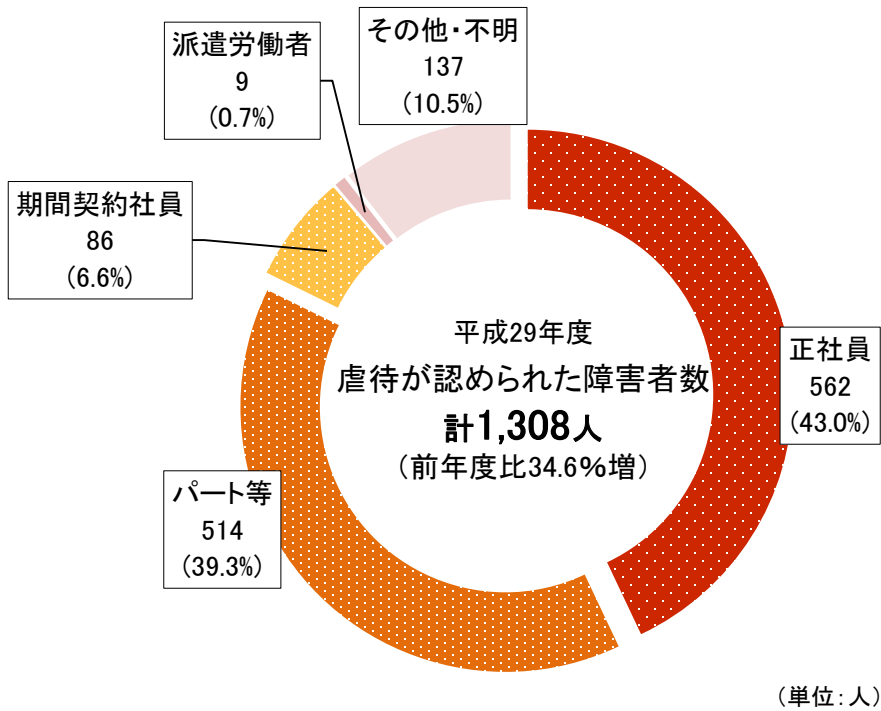
【参考】第6表 年度別・虐待種別障害者数(虐待が認められた障害者)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
25年度	28	8	52	5	352	445
	6.3%	1.8%	11.7%	1.1%	79.1%	100%
26年度	32	9	46	18	508	613
	5.2%	1.5%	7.5%	2.9%	82.9%	100%
27年度	87	11	88	16	984	1,186
	7.3%	0.9%	7.4%	1.3%	83.0%	100%
28年度	57	6	115	14	852	1,044
	5.5%	0.6%	11.0%	1.3%	81.6%	100%
29年度	80	7	116	27	1,162	1,392
	5.7%	0.5%	8.3%	1.9%	83.5%	100%

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 被虐待者の就労形態別内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

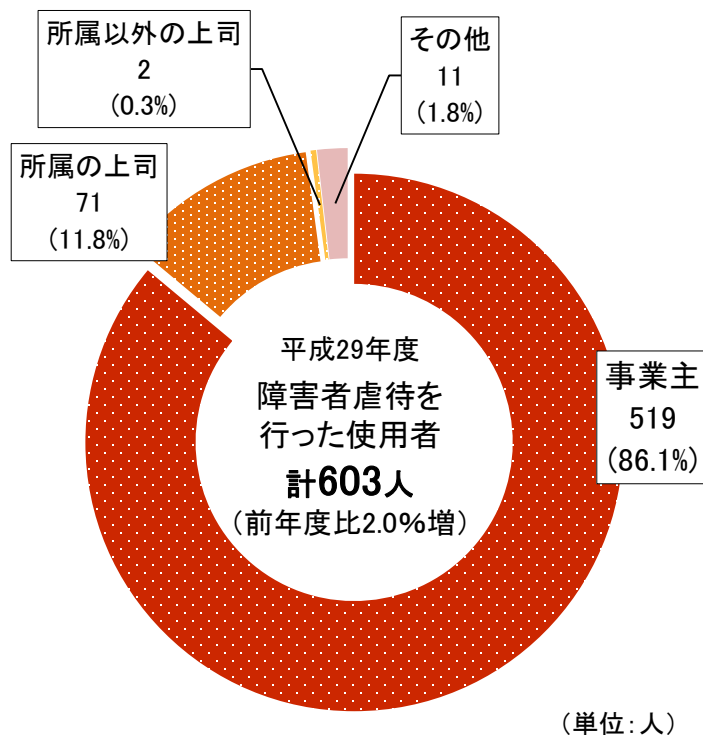
【参考】 第7表 平成29年度 虐待種別・就労形態別障害者数(虐待が認められた障害者)

虐待種別	虐待が認められた障害者数:1,308人(100%)					合計
	正社員	パート等	期間契約社員	派遣労働者	その他・不明	
	562 (43.0%)	514 (39.3%)	86 (6.6%)	9 (0.7%)	137 (10.5%)	
身体的虐待	12	53	4	0	11	80
性的虐待	1	2	0	1	3	7
心理的虐待	32	39	29	3	13	116
放置等による虐待	11	5	1	1	9	27
経済的虐待	529	433	75	6	115	1,158

(単位:人)

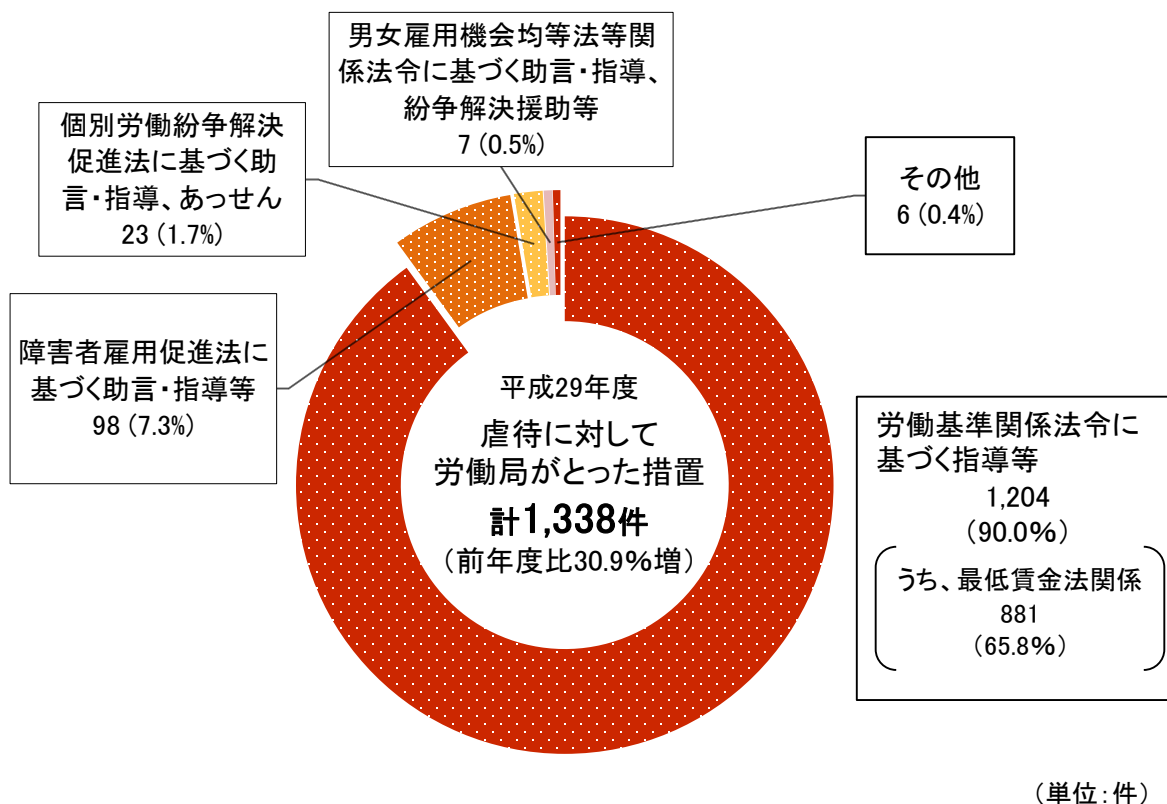
- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(5) 虐待を行った使用者の内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(6) 虐待が認められた場合に労働局がとった措置



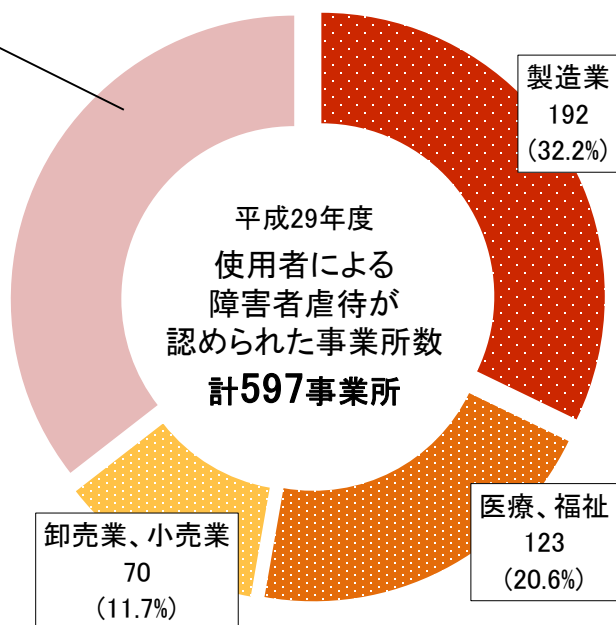
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(7) 虐待が認められた事業所の業種・規模

①業種別

ほか 計212(35.5%)

サービス業(他に分類されないもの)	50	(8.3%)
宿泊業、飲食サービス業	37	(6.2%)
生活関連サービス業・娯楽業	31	(5.2%)
建設業	28	(4.7%)
運輸業、郵便業	15	(2.5%)
農業、林業	15	(2.5%)
複合サービス事業	8	(1.3%)
教育、学習支援業	8	(1.3%)
金融業、保険業	5	(0.8%)
不動産業、物品賃貸業	3	(0.5%)
学術研究、専門・技術サービス業	2	(0.3%)
情報通信業	1	(0.2%)
分類不能の産業	9	(1.5%)



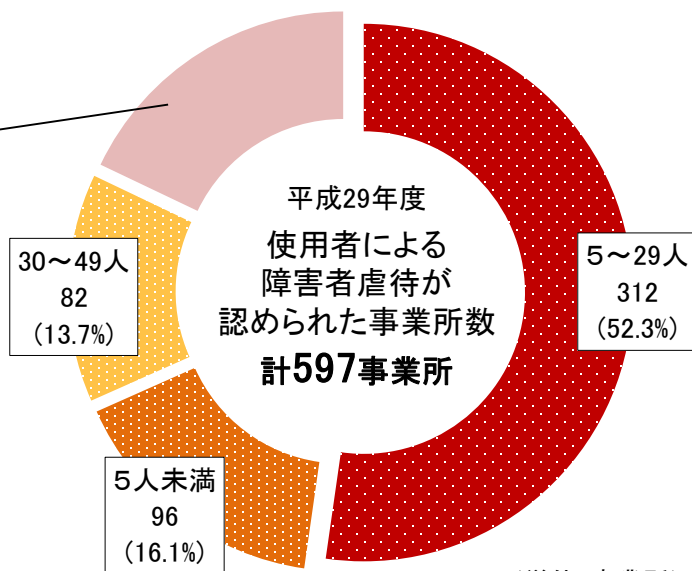
(単位:事業所)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

②規模別

ほか 計107(17.9%)

50～99人	47	(7.9%)
100～299人	37	(6.2%)
300～499人	12	(2.0%)
500～999人	7	(1.2%)
1000人以上	2	(0.3%)
不明	2	(0.3%)



(単位:事業所)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第8表 規模別・虐待種別事業所数(虐待が認められた事業所数)

規 模	事業所数		虐待種別(虐待が認められた事業所数)				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	96	16.1%	2	0	5	0	93
5～29人	312	52.3%	16	4	44	11	267
30～49人	82	13.7%	7	1	11	10	65
50～99人	47	7.9%	8	1	10	1	33
100～299人	37	6.2%	3	0	14	2	25
300～499人	12	2.0%	1	1	2	0	9
500～999人	7	1.2%	1	0	3	2	3
1,000人以上	2	0.3%	0	0	2	0	0
不明	2	0.3%	1	0	2	0	1
合 計	597	100.0%	39	7	93	26	496

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第9表 規模別・虐待種別障害者数(虐待が認められた障害者数)

規 模	被虐待者数		虐待種別(虐待が認められた障害者数)				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	110	8.4%	2	0	5	0	107
5～29人	544	41.6%	19	4	66	11	494
30～49人	200	15.3%	44	1	11	11	144
50～99人	278	21.3%	9	1	11	1	263
100～299人	149	11.4%	3	0	14	2	137
300～499人	16	1.2%	1	1	2	0	13
500～999人	7	0.5%	1	0	3	2	3
1,000人以上	2	0.2%	0	0	2	0	0
不明	2	0.2%	1	0	2	0	1
合 計	1,308	100.0%	80	7	116	27	1,162

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

平成29年度における使用者による障害者虐待の事例

事例 1	身体的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：身体障害 ・ 就労形態：期間契約社員 ・ 事業所の規模：5～29人 ・ 業種：金融業、保険業 障害者本人からの届出。 上司によって職場内の倉庫に閉じ込められることが複数回あった。1度であれば誤って鍵を閉めた可能性も考えられるが、1人で倉庫にいるときにのみ、これまで複数回閉じ込められた。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取したところ、障害者からの相談を受けて行った事業所内の調査により、障害者の上司が閉じ込め行為を行ったという事実を確認したため、当該上司に対して指導を行うとともに再発防止のために双方が仕事上で接触しないよう指示する等の対応を行ったとのことであった。 使用者による身体的虐待であることが認められ、事業主が調査を行い、再発防止策を講じていることから、公共職業安定所は引き続き適切な対応を行うよう指導を行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。
事例 2	性的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：発達障害 ・ 就労形態：パート等 ・ 事業所の規模：5人～29人 ・ 業種：医療、福祉 障害者本人からの届出。 障害者は、上司から抱きつかれるなど体を触られることや、お尻を叩かれるなどの性的虐待を受けた。
労働局の対応	労働局は雇用環境・均等部（室）を担当部署として、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取をしたところ、身体的接触に関する通報内容を事実として認めた。 使用者による性的虐待であることが認められたことから、雇用環境・均等部（室）は、事業主に対し、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアルハラスメントの被害者や行為者に対する措置を適正に行うこと、再発防止対策について指導を行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

事例 3	心理的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：知的障害 ・ 就労形態：正社員 ・ 事業所の規模：100人～499人 ・ 業種：サービス業 市役所から県庁を経由して労働局に報告された事案。 事業主が障害者に対し、仕事を適切に行っているにもかかわらず、「何をやってるんだ!」「早くしろ!」と怒鳴るなど、度々威圧的な態度をとる。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、通報内容について概ね事実であることを認めた。 使用者による心理的虐待であることが認められたことから、公共職業安定所は、業務指導の一環との認識で行った行為であっても、著しい暴言等は心理的虐待に当たることを助言し、障害特性等を踏まえて対応するよう指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

事例 4	心理的・身体的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：知的障害 ・ 就労形態：期間契約社員 ・ 事業所の規模：500人～999人 ・ 業種：生活関連サービス業、娯楽業 障害者本人からの届出。 上司は、作業に時間がかかったり、一度教えてもらったことを覚えきれずに作業が遅れると、暴言や殴る、蹴るなどの暴力をふるうことがあり、恐怖を感じている。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、市と合同で訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、上司はスキンシップのつもりで行ったものであるが過剰な行為になっていることや、過去に上司は障害者に対する暴言等について謝罪したが再発していることを認めた。 使用者による心理的・身体的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、当該上司への指導の徹底や再発防止、障害者に対しての言動や雇用管理について、障害特性を踏まえ配慮するよう指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

事例 5	身体的・心理的虐待と経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：知的障害 ・ 就労形態：正社員 ・ 事業所の規模：5人～29人 ・ 業種：卸売業、小売業 市役所から県庁を経由して労働局に報告された事案。 事業主から作業が遅いことを叱責され、反論すると脇腹を殴られることや、腰を蹴られ、襟をつかまれる等の暴行を受けた。さらに、「帰れ、二度と来るな」と言われた。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、身体的虐待の程度が高く、緊急対応を要する事案であると判断し、市及び県とも連携して合同で訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、通報内容にあった暴行、暴言について事実と認めた。 使用者による身体的虐待及び心理的虐待であることが認められたことから、公共職業安定所は、虐待の再発防止について指導を行った。 さらに、調査時に時間外労働に対する割増賃金の不払いに係る経済的虐待の疑いも認められたため、労働基準監督署が監督を実施したところ、経済的虐待が認められたため、是正勧告を行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。
事例 6	経済的・心理的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：精神障害 ・ 就労形態：期間契約社員 ・ 事業所の規模：30人～99人 ・ 業種：卸売業、小売業 障害者本人からの届出。 採用の際、「健常者なら時間給900円だが、障害者だから800円だ」と言われ同意してしまった。しかし、納得できないと考え、使用者に賃金額の見直しを申し出たが、改善してもらえなかった。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、調査を実施した。 事業主から聴取したところ、障害者であることを理由に800円で契約したことを認めたため、労働局は、使用者による経済的虐待および障害を理由とする差別について心理的虐待であることを認め、事業主に対して改善を指導したところ、採用時に遡って時間給を900円とし、支払いを行った。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供した。

事例 7	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：知的障害 ・ 就労形態：期間契約社員 ・ 事業所の規模：30人～49人 ・ 業種：サービス業 労働基準監督署による発見。 障害者の約定賃金（時間額）が地域別最低賃金額（時間額）を約100円下回っていた。
労働局の対応	労働基準監督署は、監督指導を実施し、法定の除外事由（最低賃金の減額特例許可）の有無や賃金台帳を確認したところ、法定の除外事由なく、最低賃金未満の賃金を支払っていたことがわかり、最低賃金法第4条違反として是正勧告を行った。 最低賃金法違反の理由は、最低賃金の減額特例許可をこれまで受けていたが、許可更新を失念していたとのことである。 使用者による経済的虐待であることが認められたことから労働基準監督署は最低賃金額との差額の支払いを指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

事例 8	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	・ 障害種別：知的障害 ・ 就労形態：正社員 ・ 事業所の規模：5人～29人 ・ 業種：製造業 労働基準監督署による発見。 障害者の約定賃金が月額11万円で、時間額にすると地域別最低賃金額（時間額）を約200円下回っていた。
労働局の対応	労働基準監督署は、監督指導を実施し、法定の除外事由（最低賃金の減額特例許可）の有無や賃金台帳を確認したところ、法定の除外事由なく、最低賃金額未満の賃金を支払っていたことがわかり、最低賃金法第4条違反として是正勧告を行った。 最低賃金法違反の理由は、地域別最低賃金額の確認を怠り、障害者の入社時の最低賃金額から変更していなかったことである。使用者による経済的虐待が認められることから、労働基準監督署は最低賃金額との差額を支払いを指導した。 処理終了後、労働局は県庁へ情報提供を行った。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

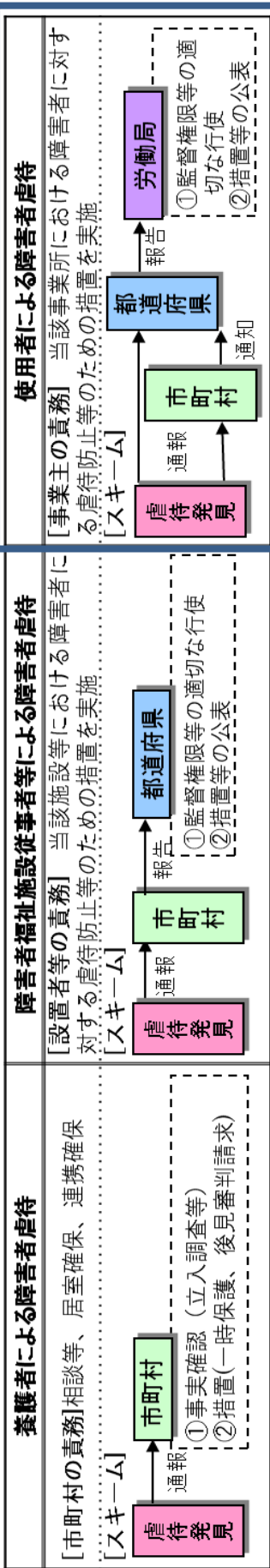
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。

